

用地調査等業務費積算基準（新旧）（抄）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行																																												
<p>第6 建物等の調査 4 建物の調査 （3）非木造建物の調査及び算定 非木造建物の調査及び算定を行う場合は、表6-9の構造別区分及び表6-10の用途による区分によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表6-11により行うものとする。ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を70パーセントに補正するものとする。</p> <p style="text-align: right;">表6-9</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 85%;">構 造</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非木造建物A</td> <td>鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造のうち耐火被覆を行うもの（S耐火）</td> </tr> <tr> <td>非木造建物B</td> <td>鉄骨造（非木造建物Aを除く）、軽量鉄骨造（<u>鉄鋼系プレハブ工法により建築されている専用住宅・共同住宅を含む</u>）</td> </tr> <tr> <td>非木造建物C</td> <td>コンクリートブロック造、石造、れんが造</td> </tr> <tr> <td>非木造建物D</td> <td>プレハブ造（非木造建物B及び木質系の専用住宅を除く）</td> </tr> </tbody> </table> <p>6 工作物の調査 表6-35（略） 注1 墳墓の調査及び算定は、墓石、墓誌等、カロート、石積、囲障（生垣を含む。）、<u>立竹木、祭し料（弔祭料を含む。）</u>等について行うものとする。 注2（略）</p> <p>第7 営業その他の調査 3 現地踏査 現地踏査の費用内容及び取扱いは、第6建物等の調査 3現地踏査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表7-2により行うものとする。 なお、現地踏査は、営業に関する調査及び算定を行うもののみ適用する。</p> <p style="text-align: right;">表7-2</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">種 目</th> <th style="width: 10%;">単 位</th> <th style="width: 10%;">規 模</th> <th style="width: 10%;">職 種</th> <th style="width: 10%;">外 業</th> <th style="width: 50%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	構 造	非木造建物A	鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造のうち耐火被覆を行うもの（S耐火）	非木造建物B	鉄骨造（非木造建物Aを除く）、軽量鉄骨造（ <u>鉄鋼系プレハブ工法により建築されている専用住宅・共同住宅を含む</u> ）	非木造建物C	コンクリートブロック造、石造、れんが造	非木造建物D	プレハブ造（非木造建物B及び木質系の専用住宅を除く）	種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考							<p>第6 建物等の調査 4 建物の調査 （3）非木造建物の調査及び算定 非木造建物の調査及び算定を行う場合は、表6-9の構造別区分及び表6-10の用途による区分によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表6-11により行うものとする。ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を70パーセントに補正するものとする。</p> <p style="text-align: right;">表6-9</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 85%;">構 造</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非木造建物A</td> <td>鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造のうち耐火被覆を行うもの（S耐火）</td> </tr> <tr> <td>非木造建物B</td> <td>鉄骨造（非木造建物Aを除く）、軽量鉄骨造</td> </tr> <tr> <td>非木造建物C</td> <td>コンクリートブロック造、石造、れんが造</td> </tr> <tr> <td>非木造建物D</td> <td>プレハブ造（<u>鉄骨系、コンクリート系、木質系</u>）</td> </tr> </tbody> </table> <p>6 工作物の調査 表6-35（略） 注1 墳墓の調査及び算定は、墓石、墓誌等、カロート、石積、囲障（生垣を含む。）、<u>立竹木等</u>について行うものとする。 注2（略）</p> <p>第7 営業その他の調査 3 現地踏査 現地踏査の費用内容及び取扱いは、第6建物等の調査 3現地踏査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表7-2により行うものとする。 なお、現地踏査は、営業に関する調査及び算定を行うもののみ適用する。</p> <p style="text-align: right;">表7-2</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">種 目</th> <th style="width: 10%;">単 位</th> <th style="width: 10%;">規 模</th> <th style="width: 10%;">職 種</th> <th style="width: 10%;">外 業</th> <th style="width: 50%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	構 造	非木造建物A	鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造のうち耐火被覆を行うもの（S耐火）	非木造建物B	鉄骨造（非木造建物Aを除く）、軽量鉄骨造	非木造建物C	コンクリートブロック造、石造、れんが造	非木造建物D	プレハブ造（ <u>鉄骨系、コンクリート系、木質系</u> ）	種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考						
区 分	構 造																																												
非木造建物A	鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造のうち耐火被覆を行うもの（S耐火）																																												
非木造建物B	鉄骨造（非木造建物Aを除く）、軽量鉄骨造（ <u>鉄鋼系プレハブ工法により建築されている専用住宅・共同住宅を含む</u> ）																																												
非木造建物C	コンクリートブロック造、石造、れんが造																																												
非木造建物D	プレハブ造（非木造建物B及び木質系の専用住宅を除く）																																												
種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考																																								
区 分	構 造																																												
非木造建物A	鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造のうち耐火被覆を行うもの（S耐火）																																												
非木造建物B	鉄骨造（非木造建物Aを除く）、軽量鉄骨造																																												
非木造建物C	コンクリートブロック造、石造、れんが造																																												
非木造建物D	プレハブ造（ <u>鉄骨系、コンクリート系、木質系</u> ）																																												
種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考																																								

調査あり)									
仮住居、借家人又は家賃減収補償 (標準家賃調査なし)	世帯	—	技師 A	—	—	<u>0.03</u>	<u>0.03人</u>	補償額算定	
			技師 B	—	—	<u>0.05</u>	<u>0.05人</u>		
			技師 C	—	—	<u>0.14</u>	<u>0.14人</u>		
移転雑費	所有者又は世帯	—	技師 A	—	—	<u>0.04</u>	<u>0.04人</u>	補償額算定	
			技師 B	—	—	<u>0.06</u>	<u>0.06人</u>		
			技師 C	—	—	<u>0.48</u>	<u>0.48人</u>		

仮住居又は借家人補償	世帯	—	技師 A	—	—	<u>0.02</u>	<u>0.02人</u>	補償額算定	
			技師 B	—	—	<u>0.05</u>	<u>0.05人</u>		
			技師 C	—	—	<u>0.13</u>	<u>0.13人</u>		
移転雑費	所有者又は世帯	—	技師 A	—	—	<u>0.04</u>	<u>0.04人</u>	補償額算定	
			技師 B	—	—	<u>0.06</u>	<u>0.06人</u>		
			技師 C	—	—	<u>0.52</u>	<u>0.52人</u>		

9 その他

建物所有者又は借家人の一般住家であって、6居住者に関する調査、7動産に関する調査及び算定、8その他通損に関する算定（仮住居、借家人又は家賃減収補償及び移転雑費）の総てを発注する場合には各項目の直接人件費を算出することなく、表7-10を適用することができる。

なお、建物所有者の一般住家であって仮住居を必要としないものは、表7-11を適用するものとする。

表7-10

区分	単位	職種	外業	内業		計	備考
			調査	図面等	算定		
居住者に関する調査 動産に関する調査及び算定 その他通損に関する算定（仮住居あり・標準家賃調査あり）	世帯	技師 A	—	<u>0.02</u>	<u>0.11</u>	<u>0.13人</u>	
		技師 B	<u>0.28</u>	<u>0.12</u>	<u>0.16</u>	<u>0.56人</u>	
		技師 C	<u>0.28</u>	<u>0.40</u>	<u>0.71</u>	<u>1.39人</u>	
		技師 D	—	—	<u>0.07</u>	<u>0.07人</u>	
居住者に関する調査 動産に関する調査及び算定 その他通損に関する算定（仮住居あり・標準家賃調査なし）	世帯	技師 A	—	<u>0.02</u>	<u>0.11</u>	<u>0.13人</u>	
		技師 B	<u>0.28</u>	<u>0.06</u>	<u>0.16</u>	<u>0.50人</u>	
		技師 C	<u>0.28</u>	<u>0.24</u>	<u>0.71</u>	<u>1.23人</u>	
		技師 D	—	—	<u>0.07</u>	<u>0.07人</u>	

注（略）

表7-11

区分	単位	職種	外業	内業		計	備考
			調査	図面等	算定		
居住者に関する調査 動産に関する調査及び算定	世帯	技師 A	—	<u>0.02</u>	<u>0.08</u>	<u>0.10人</u>	
		技師 B	<u>0.28</u>	<u>0.06</u>	<u>0.11</u>	<u>0.45人</u>	

9 その他

建物所有者又は借家人の一般住家であって、6居住者に関する調査、7動産に関する調査及び算定、8その他通損に関する算定（仮住居又は借家人補償及び移転雑費）の総てを発注する場合には、各項目の直接人件費を算出することなく、表7-10を適用することができる。

なお、建物所有者の一般住家であって仮住居を必要としないものは、表7-11を適用するものとする。

表7-10

区分	単位	職種	外業	内業		計	備考
			調査	図面等	算定		
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
居住者に関する調査 動産に関する調査及び算定 その他通損に関する算定（仮住居あり）	世帯	技師 A	—	<u>0.02</u>	<u>0.10</u>	<u>0.12人</u>	
		技師 B	<u>0.25</u>	<u>0.06</u>	<u>0.16</u>	<u>0.47人</u>	
		技師 C	<u>0.25</u>	<u>0.17</u>	<u>0.74</u>	<u>1.16人</u>	
		技師 D	—	—	<u>0.09</u>	<u>0.09人</u>	

注（略）

表7-11

区分	単位	職種	外業	内業		計	備考
			調査	図面等	算定		
居住者に関する調査 動産に関する調査及び算定	世帯	技師 A	—	<u>0.02</u>	<u>0.08</u>	<u>0.10人</u>	
		技師 B	<u>0.25</u>	<u>0.06</u>	<u>0.11</u>	<u>0.42人</u>	

その他通損に関する算定（仮住居なし）	技師 C	0.28	0.24	0.57	1.09人
	技師 D	—	—	0.07	0.07人

注 本表は、表7-10下段より表7-9中段の人員を控除したものである。

別表

設計数量表示単位一覧表

区分	種別	細別	単位	数値	備考
営業 その他 の 調 査	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業務	1	
	営業		事業所	1	
	仮営業所設置	プレハブリース	事業所	1	
		賃貸物件	事業所	1	
	居住者		世帯	1	
	動産	一般住家、農家住宅	戸	1	
		店舗	店舗	1	
		事務所、工場、倉庫	事業所	1	
	その他通損	仮住居、借家人、家賃減収（標準家賃調査あり）	世帯	1	
仮住居、借家人、家賃減収（標準		世帯	1		

その他通損に関する算定（仮住居なし）	技師 C	0.25	0.17	0.61	1.03人
	技師 D	—	—	0.09	0.09人

注 本表は、表7-10より表7-9（仮住居又は借家人補償）の人員を控除したものである。

別表

設計数量表示単位一覧表

区分	種別	細別	単位	数値	備考
営業 その他 の 調 査	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業務	1	
	営業		事業所	1	
	仮営業所設置	プレハブリース	事業所	1	
		賃貸物件	事業所	1	
	居住者		世帯	1	
	動産	一般住家、農家住宅	戸	1	
		店舗	店舗	1	
		事務所、工場、倉庫	事業所	1	
	その他通損	(新設)	(新設)	(新設)	1
仮住居、借家人		世帯	1		

	家賃調査なし)			
	移転雑費	所有者	1	
その他	仮住居あり	世帯	1	
	仮住居なし	世帯	1	

	移転雑費	所有者	1	
その他	仮住居有	世帯	1	
	仮住居無	世帯	1	